



2024年5月1日 No. 189 (毎月1日発行)

## 【東部沖地震の影響】

4月3日午前7時58分に、台湾東部の花蓮県沖で震源として、深さ15.5キロメートル、M7.2の地震が発生しました。内政部消防署によると、11日までに16人が死亡、1,155人が怪我、及び4人が行方不明となっています。

交通機関は、台北メトロ(台北捷運)は環状線の一部を除き、全ての路線が8日までに復旧しました。台湾鉄道(台鐵)と高速鉄道(高鐵)は、地震の当日に一時運休になりましたが、4日の清明節連休の初日に復旧しています。一方、Siファウンドリ大手のTSMCは、4月18日に行われた決算説明会で「地震後、3日で完全に復旧できたが、保険金請求を控除して約30億台湾ドルの損失を見込んでいる」と発表しました。

## 【東部沖地震、被害地域の支援策に200億超を投入】

台湾行政院は4月18日に、東部沖地震の被害地域である花蓮県の支援策に200億台湾ドル超を投入することを発表しました。主な内容は以下の通りです：

- 観光振興：県内の夜市・商店街で使えるクーポン券を発行する。宿泊業者への融資策も提供予定
- 住宅復興：被害を受けた住宅の再建・修繕のためのローンの利子補給金を計画し、財産税の軽減措置を検討
- 税務支援：被害を受けた家屋・自動車の財産税の軽減・納税猶予、個人総合所得税における災害損失項目別控除の申請と審査の手続きの簡易化

## 【中小企業向けの税制優遇措置の延長、閣議決定】

台湾經濟部は4月18日に、中小企業発展条例の一部を改正する法律案を発表しました。同日の閣議決定を踏まえ、主な内容は以下の通りです：

- 合資会社を税制優遇措置の適用対象に含める。
- 条例における税制優遇措置の適用期間を10年間延長する。
  - 雇用拡大の賃金追加控除：24歳以下(青年世代)、もしくは45歳以上(中高齢世代)の従業員を一定数新規雇用する場合、新規雇用の従業員に対し支払われた賃金の150%以内で、課税所得から控除可能
  - 一般従業員の昇給の賃金追加控除：月給6.2万台湾ドル以下の一般従業員を昇給させる場合、その昇給の150%以内で、課税所得から控除可能
  - 研究開発費の税額控除：当年度に法人税の30%を上限に、研究開発費の15%を一回控除可能、もしくは研究開発費の10%を3年に分けて控除可能



- 知的財産における出資の課税繰り延べ：中小企業、または個人が所有している知的財産を用いて、非上場企業の株式に現物出資する場合、取得当年度の課税所得から控除でき、実際に発生した年度にて課税

フェアコンサルティング台湾

(正緯管理顧問股份有限公司)

台北市松山區民生東路3段128號7樓之1保富金融大樓

電話：+886-2-2717-0318

担当：坂下 (SAKASHITA)

[yu.sakashita@faircongrp.com](mailto:yu.sakashita@faircongrp.com)

2024年2月1日 台中オフィスがオープンしました。

台中オフィス：台中市西區台灣大道2段285號4樓之2

「FCG 中華圏 ニュースレター」本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板の掲載等はお断りいたします。

「FCG 中華圏 ニュースレター」で提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。

フェアコンサルティンググループでは、できる限り正確な情報の提供を心掛けておりますが、「FCG 中華圏 ニュースレター」で提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、フェアコンサルティンググループ及び執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。